

**建設業許可に係る事務取扱の一部変更と適用時期について**

このことについて、下記のとおりです。

	新	旧
1	<p>P26最終行から次項にかけて また、外国籍の方については、身分証明書に代えて、住民票(※)を添付してください。</p> <p>(※)従来、外国籍の方にあつては、外国人登録原票記載事項証明書の添付を求めていましたが、平成24年7月9日の住民基本台帳法の一部を改正する法律の施行に伴い、外国籍の方であっても住民票が発行されるようになりました。</p>	<p>P26最終行 また、外国籍の方については、身分証明書に代えて、登録原票記載事項証明書を添付してください。</p>
2	<p>P28中段 ●「経営業務の管理責任者」「専任技術者」「令3条に規定する使用人」の常勤性を確認するための書類 ア 住民票(県内に住民登録があるときは不要。ただし、外国籍の方にあつては、住民票の原本の添付が必要となります。※)なお、現住所が～(省略) (※)従来、外国籍の方にあつては、外国人登録原票記載事項証明書の添付を求めていましたが、平成24年7月9日の住民基本台帳法の一部を改正する法律の施行に伴い、外国籍の方であっても住民票が発行されるようになりました。外国籍の方が住民基本台帳ネットワークに加わるのは、平成25年7月8日以降となりますので、それまでの期間は、住民票の原本の添付をお願いします。</p>	<p>P28 ●「経営業務の管理責任者」「専任技術者」「令3条に規定する使用人」の常勤性を確認するための書類 ア 住民票(県内に住民登録があるときは不要。)なお、現住所が～(省略)</p>
3	<p>P39下段 法人の役員の新任・変更及び経営業務の管理責任者、専任技術者、令3条に規定する使用人にかかる変更については、必ず新しくなる者の住民票を持参してください。(静岡県内に住所を有している者については不要です。ただし、外国人にあつては、「常勤性」の確認に加えて、「身分証明書」の代わりとなるので、必ず住民票原本を添付してください。)</p>	<p>P39 経営業務の管理責任者、専任技術者にかかる変更については必ず新しくなる者の住民票を持参してください。(静岡県内に住所を有している者については不要)</p>